ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四　その他法第十三条の二第七項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

第五条の二の三第一項第二号ニ及び第三項第二号ハ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同条第五項第八号を削る。

第五条の二の六第一項第二号ニ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号中ルをヲとし、ホからヌまでをヘからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　会計監査人の履歴書

第五条の二の六第一項第三号ハ中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改め、同条第二項第二号ハ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　会計監査人の履歴書

第五条の五第一項第二号中「からホまで及びトからル」を「からヘまで及びチからヲ」に改める。

第五条の六第一項中「第六項」を「第九項」に改め、同条第三項第二十五号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第四項中「及び銀行法第五十二条の二十四第七項」を削り、「株式会社」を「会社」に改め、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項第四号中「、第十号及び第十一号」を「又は第十号から第十一号の二まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「前二項の」を「第四項から前項まで（第六項を除く。）の」に、「第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社（第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社をいう。以下この項及び次項並びに第二十五条の五の三第二項において同じ。）に、「前二項に」を「第四項若しくは第七項に」に改め、「及び第二十五条の三第一項第九号」を削り、「「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四条の三第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社」を「「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項の規定により読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四条の三第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）」に、「終了する日」を「終了する日）をいう」に、「処分基準日」という」を「同じ」に、「新規事業分野開拓会社等は」を「新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は」に、「当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項」を「新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「国内の会社」の下に「及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において同じ。）」を加え、「総株主」を「総株主等」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五項及び第八項の規定にかかわらず、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第四条の三第十二項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

第五条の六第五項中「前項」を「第四項」に、「株式会社」を「会社」に、「を長期信用銀行持株会社又は」を「を長期信用銀行持株会社若しくは」に、「同じ。）により次条第一項第一号又は第二号」を「同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は次条第一項第一号」に、「事由によらず」を「事由によらずに」に、「おいては、次条第一項第一号又は第二号」を「おいては、当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号」に、「又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号」を「若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号」に改め、「及び銀行法第五十二条の二十四第七項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十六条の四第一項第十一号」とあるのは、「第十六条の四第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

第五条の六第四項の次に次の二項を加える。

5　法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第七項に規定する会社とする。

6　法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。